



平成29年3月30日
第1回医薬品医療機器
制度部会・資料7

革新的医療機器の 早期承認について

革新的医療機器の早期承認について①

検討の背景

- 治験症例の収集に長期間を要するなどの理由で、強固なエビデンスを得ようとする開発期間が長期化し患者のアクセスが遅延することがある。
- 特に、生命に重大な影響がある疾患で、既存の治療法に有効なものが存在しない場合は、安全性、有効性等を確保しつつ、当該疾患に対処できる可能性のある医療機器へのアクセスを可能な限り早くするための方策が求められている。



一定程度の臨床データが入手可能な、医療上の必要性の高い医療機器について、使用条件の厳格化、市販後のデータ収集などの製造販売後のリスク管理を厳密に行う事を前提に、限られた臨床データを基に承認申請を可能とする「革新的医療機器条件付早期承認制度」を構築する。

※ 本件は、昨年行われた「医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会」（座長：本荘修二、本荘事務所代表）の提言を基に検討したもの。

革新的医療機器の早期承認について②

制度概要（案）

承認審査と製造販売後のリスク管理の徹底を組み合わせ、以下のような制度としてはどうか。

- 既存の治療法等に有効なものがない重篤疾患の治療等に用いる新医療機器相当の品目を対象とする。**製造販売後のリスク管理を、関連の学会との緊密な連携の下であらかじめ計画した「医療機器製造販売後リスク管理計画（仮称）」**の案を当該品目の承認申請書の添付資料として受け入れる。
- 承認審査において、当該リスク管理が適切に実施されることを前提として、市販前に入手しうる臨床データを基に当該医療機器の**安全性、有効性等を確認**する。
- また、承認に際し、当該リスク管理の内容を医薬品医療機器法に基づく**承認条件とすることでその実施を担保**し、市販前の臨床データが限定的であることに鑑みて、実施症例が増えるまでの間、慎重かつ適切に当該医療機器が使用されるようにする。

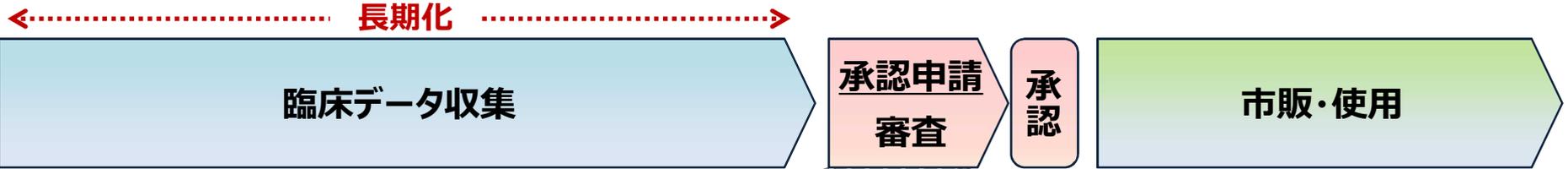
今後の予定：

- 医療機器の承認等について検討を行う薬事食品衛生審議会 医療機器・体外診断薬部会においても並行して本件の検討を行う。
- 医療機器製造販売後リスク管理計画（仮称）を省令上規定し、承認申請資料の一部とすることができるようになること等の所要の省令※の改正を行う。この上で、平成29年7月を目途に制度開始予定。

革新的医療機器 条件付早期承認制度 イメージ (案)

申請前の臨床開発の負担を軽減し、市販前・市販後の規制バランスの最適化を図ることで、医療上の必要性の高い医療機器の承認申請を早期化。

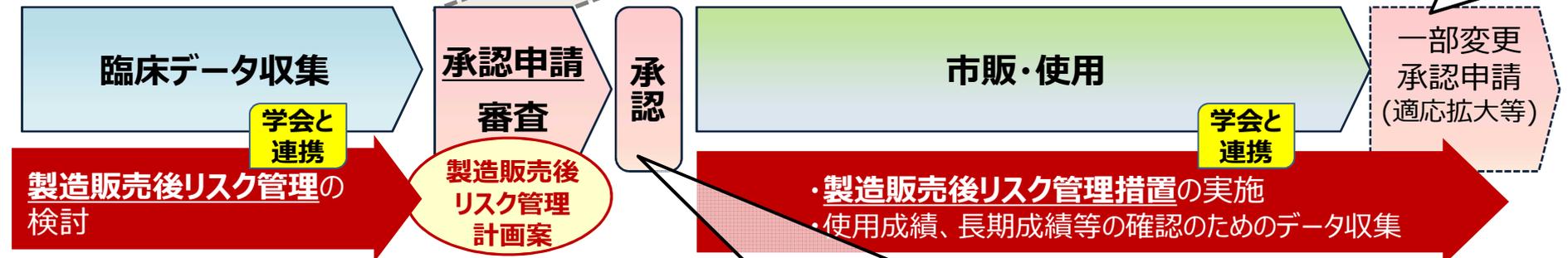
■ 現状 患者数が少ないなどの理由により、治験の実施が難しく、臨床開発が長期化



■ 革新的医療機器条件付早期承認制度

製造販売後のリスク管理を条件に、新たな治験を実施することなく早期の承認申請を認める

原理上期待された長期有用性等が明らかになった場合など



(PMDAの開発前相談、臨床試験要否相談を活用)

以下に合致する**新医療機器相当の品目**が対象

- ・ 有効な治療法等がない重篤疾患に対応
- ・ 評価のための一定の臨床データがあるが、新たな治験の実施が困難と考えられる
- ・ 関係学会と連携して適正使用基準を作成でき、市販後のデータ収集・評価の計画等を具体的に提示できる

- 申請段階で、**製造販売後のリスク管理** (適正使用基準 (実施医、実施施設等の要件等) の実施、市販後のデータ収集・評価など) を計画し、「製造販売後リスク管理計画案」として申請資料に添付。
- 製造販売後のリスク管理を適切に実施することを前提として、新たな治験を実施することなく、当該医療機器の**安全性、有効性等を確認し**、承認。
- 製造販売後リスク管理を**承認条件**とすることで、その実施を担保

<革新的医療機器の早期承認支援

…ベンチャーの成長に資する承認制度の重要性>

「医療系ベンチャー等が開発した革新的な医療機器は、高い有効性・安全性があると期待されるが、患者数が極端に少ないことが多い。その場合、治験症例の収集に相当な時間を要する等の理由により開発が進まないことがある。

このような現実を踏まえ、国民に革新的な医療機器を迅速に供給する観点からも、これらの臨床開発に困難を伴う医療機器について、**市販前の臨床試験実施に係る負担を最小化し、市販後の調査をより充実させる**ことにより、**革新的な医療機器の早期承認を行う制度**（「革新的医療機器早期承認制度」）を構築していくべきである。」

(参考2) 想定している省令改正の概要

■ 医薬品医療機器法施行規則の一部改正

- 承認申請される医療機器が医療上の必要性が特に高いものであり、かつ、当該医療機器についての臨床試験の実施に特に長期間を要すると認められるときは、医療機器製造販売後リスク管理計画（仮称）に関する資料を、承認申請書添付資料の一部とできるようにする。

（「臨床試験の試験成績に関する資料」を補完するものとして、当該資料の一部にすることができる旨を定める。）

■ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（GVP省令）の一部改正

- 医療機器製造販売後リスク管理計画（仮称）を省令上位置づけ、これに基づき製造販売業者が医療機器のリスク管理を行うこと等を定める。

■ 医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（医療機器GPSP省令）の一部改正

- 医療機器製造販売後リスク管理計画（仮称）を作成したときは、製造販売後調査等の概要を記載した「製造販売後調査等基本計画書」に代えて、医療機器製造販売後リスク管理計画に基づいて、製造販売後調査等を行うこと等を定める。